

埼玉工業大学

全学自己点検・評価報告書

簡易版＝現状分析を省略

対象年度： 令和5（2023）年度～令和6（2024）年度

実施年度： 令和7（2025）年度

点検・評価項目：

- I 教育・学習
- II 学生の受け入れ
- III 教員・教員組織
- IV 学生支援
- V 教育研究等環境
- VI 社会連携・社会貢献

※ 報告書本文における「評価」と「判断」の使い分けについて：

原則として、全学自己点検・評価委員会を主語とするときには「評価（できる等）」を使用し、
その他の各部署における自己点検・評価結果の内容を示すときには「判断（している等）」を使用しています。

埼玉工業大学 全学自己点検・評価委員会

各章の評定 及び「評価項目」「評価の視点」の評価一覧表

各章の総合的な評定の基準	評定の基準		
	S	極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。	
	A	良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。	
	B	いくつかの問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。	
	C	重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。	
「評価項目」「評価の視点」ごとの評価の説明	評価の説明		
	◎	全学自己点検・評価の結果、適切であると評価したもの	
	○	全学自己点検・評価の結果、おおよそ適切であると評価できるが、部分的に問題点が見受けられるもの	
	△	全学自己点検・評価の結果、全体的に問題点が見受けられ、改善等を要すると評価したもの	
I	第1章 教育・学習		評定：B +
評価項目	評価の視点	評価	
① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。	学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。 上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。	◎ ◎	
② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。	学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	◎	
③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。	授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。 I C T を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 ※ 具体的な例 ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。	○ ○ ○	

	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。)。 ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。 	
④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。	<p>成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。</p> <p>成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。</p> <p>既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。</p> <p>学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。</p> <p>学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。</p>	(○)
⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。	<p>学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。</p> <p>学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。</p> <p>指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。</p>	(△)
⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	<p>教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。</p> <p>課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。</p> <p>外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。</p> <p>自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。</p>	(△)

II

第2章 学生の受け入れ

評定：B +

評価項目	評価の視点	評価
① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。	<p>学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。</p> <p>学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。</p> <p>学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。</p> <p>入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。</p> <p>すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。</p>	(○)
② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。	学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。	(○)
③ 学生の受け入れに関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	学生の受け入れに関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	(○)

と。	点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	◎
----	---	---

III

第3章 教員・教員組織

評定：B

評価項目	評価の視点	評価
① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。	<p>大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。</p> <p>※具体的な例</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員が担う責任の明確性。 法令で必要とされる数の充足。 科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。 各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。 	○
	クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。	○
	教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。	○
	授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。	△
② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。	<p>教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。</p> <p>年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。</p>	<p>○</p> <p>○</p>
③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。	<p>教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。</p> <p>教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。</p> <p>大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。</p> <p>教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	<p>教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。</p> <p>点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。</p>	<p>○</p> <p>○</p>

IV

第4章 学生支援

評定：A

評価項目	評価の視点	評価
① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。	<p>学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。</p> <p>各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。</p>	<p>○</p> <p>○</p>

	学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。 〔修学支援（学習面）〕	◎
	学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関する相談等）。	◎
	障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。	◎
	学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。	○
	遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。	◎
	ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。	◎
	〔修学支援（経済面）〕	
	学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。	◎
	〔生活支援〕	
	学生の心身の健康、保健衛生等に関する指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。	◎
	学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。	◎
	〔進路支援〕	
	各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。	○
	〔その他支援〕	
	上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。	◎
	〔学生の基本的人権の保障〕	
	ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。	◎
② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。	◎
② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	◎

V

第5章 教育研究等環境

評定：B +

評価項目	評価の視点	評価
① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、	教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。	○

学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。	学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。	◎
	学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。	◎
② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。	教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。	◎ ◎
③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。	研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。 研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。	○ ◎
④ 教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。 点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	◎ ◎

VI

第6章 社会連携・社会貢献

評定：S

評価項目	評価の視点	評価
① 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。	社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。 社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。	◎ ◎
② 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。	社会連携・社会貢献に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。 点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。	◎ ◎

I 第1章 教育・学習

1. 現状分析 ※省略 => 全長版で確認

◆ 評定：B +

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・I C Tを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所・特色：

特になし。

問題点：

I (1) [授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。]

教育研究上の目的に示す人材やディプロマ・ポリシーに示す学習成果を十分に身に付けた人材の輩出という形で期待された効果については、ある程度その効果を得ることができないと評価できるが、個々の授業方法について、それぞれの効果を測るような取り組みは実施していないため、今後は期待する効果を明確にしたうえで、その効果を測り評価するような取り組みを検討・計画することが望ましい。

►評価項目[I ③ 評価の視点]

I (2) [ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。]

遠隔授業に適した授業科目を提供することができないと評価できるが、実施した遠隔授業について、それぞれの効果を測るような取り組みは実施していないため、今後は期待する効果を明確にしたうえで、その効果を測り評価するような取り組みを検討・計画することが望ましい。

►評価項目[I ③ 評価の視点]

I (3) [単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置]

「2019年度埼玉工業大学に対する大学評価（認証評価）結果」において、自由単位科目及び教職課程科目を履修上限単位に含んでいないことから単位の実質化を図る措置が不十分であり、より一層の実質化を図ることが望ましいと指摘（改善課題や是正勧告ではない）を受けていた点については特に改善されておらず、改善に向けた取り組みの検討等も行われていないため、今後検討することが望ましい。

►評価項目[I ③ 評価の視点]

I (4) [授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置]

学士課程においては、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認方法等を検討することが望まれ、学士課程及び修士課程及び博士前期・後期課程の両方においては、授業外学習に資するフィードバック等の措置の実施状況等を確認して、組織的な取り組みの実施に向けた検討を行うことが望ましい。

►評価項目[I ③ 評価の視点]

I (5) [学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。]

「2019年度埼玉工業大学に対する大学評価（認証評価）結果」において指摘のあった改善課題「学習成果の測定方法を検討し、多角的かつ適切に学習成果の測定ができるよう改善が求められる」について、ほとんど改善が見られないため、以下のような取り組みを早急に行なうことが強く求められる。

►評価項目 [I ⑤]

- 2023年度第3回工学部教務委員会及び2023年度第3回人間社会学部教務委員会において学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を周知して以降、同方針に基づく学習成果の把握・評価指標と方法の検討・開発を積極的には実施してこなかったため、同方針の内容をあらためて検証して見直しを行い、学位授与方針に示した学習成果がどの程度達成されたかという点を把握して測定するための方法を具体的に検討・開発し、その測定結果をどのように評価するかという具体的な指標を検討・開発して、実際の運用を開始する。
- 学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に示している学習成果とその測定方法及び評価方法との対応（表）を明確にして、これを組み込んだ年間・経年のアセスメント・ポリシー運用計画を策定する。

※ 例えば、運用計画（表）中には以下のような項目を含むこととする。

- ① どういった目的のために、どの項目（どの学習成果）の達成度/適切性/有効性/整合性等を把握・測定して分析・評価したいのか
 - ② ①を把握するためには、アセスメント・ポリシーに示したどの学習成果をデータとして使用するのか
 - ③ ②のデータを把握・測定する範囲はどこまでか
- ※ 関連部署よりデータを提供/収集するという場合もある（例えば、退学率、アンケート集計結果等）
- ④ ②③のデータを測定する/収集する方法と、その結果をどのような指標に基づき、どのように分析・評価を行って、どのように示すか（学習成果の可視化）
 - ⑤ その分析・評価の担当部署はどこか（例えば、I R担当部署、分析担当教職員等）、分析・評価の実施責任者はだれか（例えば、部署の長、委員会、担当者等）
 - ⑥ 分析・評価結果を報告する会議体（結果を活用して改善につなげる会議体）はどこか
 - ⑦ ①～⑥の運用について、①の目的・項目ごとに分析・評価を実施する周期（隔年、毎年、半期ごと等。定期的）や開始時期・実施期間等（分析開始時期、報告時期、公開時期等）を具体的に定めたスケジュール

I (6) [教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。/ 課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。/ 外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。]

この点検・評価については、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報に基づいた点検・評価であるとはいはず、外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫も実施していないことから、点検評価⑤に示したように、まずはアセスメント・ポリシーの運用計画を策定することを検討して、これに基づく定期的な点検・評価の方法等を検討することが求められ、さらに自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を検討することが求められる。

►評価項目[I ⑥ 評価の視点]

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

現状分析でみたとおり、ディプロマ・ポリシーにおいて、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明示しており、これらの学習成果は授与する学位にふさわしいものとなっていると評価できる。また、カリキュラム・ポリシーにおいて、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明示していると評価できる。

教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿ったうえで学習成果の達成につながるような授業科目を開設しており、これらの授業科目は各学位課程各部署の専門分野の学問体系等に概ね合致している。各授業科目の位置づけ（必修科目、選択必修科目等）や学習の順次性（連続性、つながり）に配慮した授業科目の年次・学期配当等については、授業科目配当表・授業科目表、カリキュラムツリー、履修ガイドラインや履修モデル等において明確に示されており、学習成果（学習・教育目標）の達成に至る学びの過程がある程度可視化されていると評価できる。

また、年次ごと及び学期ごとの開講授業科目数（単位数）や卒業要件及び年次ごとの進級要件等については、学生にとって予習・復習も含めた学習時間を確保できるように考慮されたものとなっている。

以上の状況から、学習成果の達成につながるよう、カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると評価できる。

授業形態については対面型を原則としており、授業方法については講義、演習、実験・実習を基本として、クラス分けによる少人数型授業、双方向型授業、対話型授業、問題解決型・課題探究型のゼミ科目や卒業研究科目、個別指導による学位論文作成指導等を実施している。これらの授業方法については、ディプロマ・ポリシー及び教育研究上の目的（学部学科）や研究科専攻の目的（研究科専攻）で求めている学習成果にある程度応じたものであると評

価できるものの、これらの授業方法を実施することによって期待される効果を測るような取り組みは行っていないため、今後は期待する効果を明確にしたうえで、その効果を測り評価するような取り組みを検討・計画することが望ましい。▶ 2. 問題点[I (1)]

ICTを利用した遠隔授業を教育課程に組み込んで提供している工学研究科については、「埼玉工業大学大学院工学研究科における多様なメディアを高度に利用して行う授業に関する申し合わせ」（以下、「メディア授業申し合わせ」）及び「工学研究科メディア授業実施にあたっての注意事項」（以下、「メディア授業注意事項」）に沿って遠隔授業を実施している。

担当教員からの事前申請及び教授会での審議を経て実施された授業科目については、メディア授業申し合わせに定める遵守事項を守り、実施要件を満たすことができると認められたうえで実施されており、教授会において実施後の報告も行うことによってその質もある程度保証することができていることから遠隔授業に適した授業科目であると評価できるが、これらの授業科目を効果的なものとするような工夫を講じ、それによる効果を測るような取り組みは実施していないため、今後は期待する効果を明確にしたうえで、その効果を測り評価するような取り組みを検討・計画することが望ましい。▶ 2. 問題点[I (2)]

学生の多様性への対応については、学士課程において、特に英語等の基礎的な科目について学習状況に応じたクラス分けを行っていて、また、学位課程に関係なく学生からの合理的配慮の申請を受け付けて（学生相談室経由）、実際に合理的配慮を行っていることから、ある程度対応できていると評価できる。

単位の実質化を図る措置としては、1年間に履修登録できる単位数の上限について、工学部では年間 49 単位、人間社会学部では年間 48 単位と規定していることから、学生の学習時間の確保を図っていると評価できる。

ただし、「2019年度埼玉工業大学に対する大学評価（認証評価）結果」において、自由単位科目及び教職課程科目を履修上限単位に含んでいないことから単位の実質化を図る措置が不十分であり、より一層の実質化を図ることが望ましいと指摘（改善課題や是正勧告ではない）を受けていた点については特に改善されておらず、改善に向けた取り組みの検討等も行われていないため、今後検討することが望ましい。▶ 2. 問題点[I (3)]

また、1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを規定して明示しており、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮したうえで各科目の単位数を適切に定めているほか、各科目シラバスで明示している授業スケジュールは厳守（やむを得ず休講とした場合には、教務課の管理のもと、原則として、必ず補講を試験実施日より前に行う）としていることから、単位制度の趣旨に沿った学習内容とできていると評価できる。

シラバスの作成にあたっては、授業担当教員（専任・非常勤職員のシラバス編集責任者）に「シラバス作成のガイドライン及び文字数制限について」を配付し、この内容に従ってシラバスを作成するように依頼しており、シラバスの記入内容については教務委員会委員ほかによる第三者チェックが実施されている。

シラバスの必須入力項目において、授業方法、授業スケジュールと授業内容詳細、準備学

習の内容と必要な学習時間、学習到達目標とその達成度の評価基準、具体的な成績の評価基準等をあらかじめ明示していることから、シラバスの項目・内容が、学生が授業の内容や目的をあらかじめ理解し、効果的に学習を進めるために十分なものであると評価できる。

授業の履修に関する指導については、在学生全員を対象とする前期・後期履修ガイダンス（学士課程以外は前期のみ実施）の実施のほかに、成績不振者（GPA1.0未満）及び留年学生を対象とした個別指導（学士課程のみ）を実施しており、学生の学習状況に応じた適切な指導を実施している。修士課程及び博士前期・後期課程においては「研究指導の流れ（大学院）」に従って、学生個人と研究指導教員との相談によって研究指導計画書を作成しており、このなかで学生ごとの研究指導計画に合わせた履修指導を実施している。

学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認について、学士課程においては実施しておらず、個々の授業科目または担当教員個人による確認にまかせている状況であることから、組織的な取り組みを検討することが望ましい。▶2. 問題点[I(4)]

なお、修士課程及び博士前期・後期課程においては、研究指導計画書の作成と半期ごとの見直しによって学生の学習・研究の進捗状況を確認し、各研究室が行うゼミ科目や輪講科目において定期的に学習・研究の理解度・達成度を確認していると評価できる。なお、2025年度以降は、中間発表や予備審査等においても評価判定チェックシート等を用いた学習の進捗等の確認も実施している。

授業外学習に資するフィードバック等の措置については、学士課程及び博士前期・後期課程の両方において組織的な取り組みは実施しておらず、個々の授業科目または担当教員個人による措置にまかせている状況であることから、当該措置の実施状況等を確認して、組織的な取り組みの実施に向けた検討を行うことが望ましい。▶2. 問題点[I(4)]

以上の状況から、課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていると評価でき、また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援をある程度行っていると評価できる。

成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（不服申立への対応等含む）については、学生に配付する学生便覧に掲載している履修要項（要綱）や各種規程等において明示しており、これらに従って成績評価及び単位認定を厳密に、公正・公平に実施している。

また、各科目のシラバスに「学習到達目標」、「達成度評価基準」、「評価方法」、「成績評価」を明示してすることで、成績評価の客観性や厳格性を担保している。

さらに、成績評価においては、単に学期末に定期試験として実施する筆記試験のみに頼るのではなく、講義では理解度を確認するための演習課題、レポートを課したり、中間試験を実施したりして教育効果や学習成果を総合的に把握するよう努めている。実験科目では、実験終了後に口頭試問を行ったり、レポートの提出を義務付けたりすることで理解度を確認し成績評価の根拠としている。卒業研究では、論文要旨および卒業研究論文の提出、卒業研究会での発表を義務づけており、複数の教員で研究成果をチェックすることにより学生の学習成果を適切に成績評価するように努めている。

学生からの不服申立への対応については、例えば、試験の成績評価に疑義がある場合、成績発表の場（例年、8月末と2月初め）において「成績質問カード」を提出することで、その評価基準等について問い合わせることができ、また、出席回数の間違い等があった場合も同

様にして、データの修正と成績評価の再検討を依頼することができる。

既修得単位の認定について、学部においては 60 単位を超えない範囲とする（ただし、転入学・編入学を除く）ことを明示しており、研究科においては 10 単位を超えない範囲とする（ただし、転入学を除く）ことを明示している。

例えば学士課程について、転入学・編入学生が入学する場合の単位認定については、受け入れ学科が開講科目を考慮して既修得科目の単位認定案を作成し、教務委員会で審議したのち、学科長会議、教授会を経て、学長が承認を行っている。在校生が転学部転学科する場合の単位認定については、受け入れ学科が開講科目を考慮して単位認定案を作成し、教務委員会で審議したのち、学科長会議、教授会を経て、学長が承認を行っている。単位認定の対象となる検定試験の種類や認定基準（実践的な能力を修得している者に対する単位認定）については「人間社会学部検定試験単位認定取扱規程」を学生に周知して単位認定を行っており、既修得単位を適切に認定している。

学士課程の卒業・修了要件については、大学学則及び学部規程に規定して明示しており、学生便覧において周知している。学部においては、4 年以上在学し、所定の授業科目（卒業研究・発表を含む）のうちから 124 単位以上を修得した者について、各学科判定会議において一人ひとり卒業要件を満たしているかを判定し、その判定結果を学部教授会にて審議して、学長が卒業を認定している。

卒業判定等の客観性・厳格性の確保については、卒業研究発表における卒業研究担当教員を含む複数の教員による口頭試問、質疑応答及び提出された卒業研究論文を判定会議にて審査することにより、卒業研究論文の審査について客観性・厳格性を確保するよう努めている。

修士課程及び博士前期・後期課程の修了要件については、大学院学則及び研究科科規程に規定して明示しており、学生便覧において周知している。工学研究科博士前期課程又は人間社会研究科修士課程においては、原則として 2 年以上在学し、所要の授業科目を履修して、30 単位以上を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者について、各専攻会議において一人ひとり修了要件を満たしているかを判定し、その判定結果を研究科教授会にて審議して、学長が修了を認定している。工学研究科博士後期課程については、原則として 3 年以上在学し、所要の授業科目を履修して、博士後期課程において 12 単位以上を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について、博士前期課程と同様に審議して、学長が修了を認定している。

研究科の学位論文の審査及び最終試験については、大学院学位規程において、審査の体制（学位論文審査委員会）や手続きを明示している。学位論文審査委員会について、修士の審査委員会は、研究科の教員 3 名（主査 1 名及び副査 2 名）、博士の審査委員会は、研究科の教員 5 名（主査 1 名及び副査 4 名）で組織し、これらの審査委員会の委員は研究科長が指名するものとし、主査は研究指導教員でなければならないとして、その責任体制を明示している。学位論文審査委員会の審査結果や公表・周知する学位論文審査基準に基づく判定を実施することにより、学位審査や修了認定の客観性・厳格性の確保に努めている。

以上の状況から、学士課程、修士課程及び博士前期・後期課程の両方において、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると評価できる。

ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価について、現状では、「2019年度埼玉工業大学に対する大学評価（認証評価）結果」において指摘のあった「学習成果の把握については、個別の科目における成績評価や、その結果としての所定の単位修得と、卒業研究論文、修士論文、博士論文及び口頭試問の評価等を行っているが、学位授与方針に定めた学習成果がどの程度達成されたかという観点では実施されていない。GPA (Grade Point Average) や卒業生、就職先への意見聴取を行うなどのデータや情報の活用を検討しているが、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭であり、適切に学習成果を測定しているとはいえない。今後は、学習成果の測定方法を検討し、多角的かつ適切に学習成果の測定ができるよう改善が求められる。」という状況からほとんど改善が見られないため、学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）の検証と見直し、ディプロマ・ポリシーに明示している学習成果の達成度の測定方法や評価指標の検討・開発、アセスメント・ポリシー運用計画の策定等に取り組むことが強く求められる。▶ 2. 問題点 [I (5)]

教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価については、全学自己点検・評価委員長からの指示で各部署自己点検・評価委員会が2年に一度の周期で実施しており、その内容を踏まえた全学的な改善指示（大学質保証委員会、全学自己点検・評価委員会）や改善提案（全学自己点検・評価委員会）に基づいて、関係各部署が改善・向上に取り組んでいけると評価できる。

ただし、この点検・評価については、課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報に基づいた点検・評価であるとはいはず、外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているともいえないことから、より質の高い点検・評価の実施とするためにも、まずはアセスメント・ポリシーの運用計画を策定することを検討して、これに基づく定期的な点検・評価の実施等を検討することが求められ、さらに自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を検討することが求められる。▶ 2. 問題点 [I (6)]

II 第2章 学生の受け入れ
1. 現状分析 **※省略 => 全長版で確認**

◆ 評定：B +

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所・特色：

特になし。

問題点：

II(1) 工学部全学科について、2025年度の収容定員充足率（機械 0.73、生命 0.57、情報 1.45）が是正勧告の対象となる範囲であるため、引き続き改善に向けた取り組みに努めることが望ましい。その際には、適宜、取り組みの成果を検証することが望ましい。

►評価項目 [II②]

II(2) 人間社会研究科修士課程については、改善に向けた取り組みが行われた結果として、2022年度から2025年度にかけての収容定員充足率が上昇傾向にあるものの、定員未充足の解消までには至っていないため、引き続き改善に向けた取り組みに努めることが望ましい。その際には、入学定員・収容定員（情報社会専攻10・20、心理学専攻15・30）の変更をあわせて検討することが望ましい。

►評価項目 [II②]

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

現状分析でみたとおり、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備しており、すべての志願者に対して分かりやすく情報提供を行ったうえで、入学者選抜を公平、公正に実施していると評価できる。

ただし、問題点として挙げているように、適切な収容定員設定及び入学者数や在籍学生数の適正な維持には改善すべき点がある。

工学部の改善方策としては、収容定員の変更をすでに実施しており、各学科収容定員を移行中（2025年度-2028年度）である。具体的には、機械工学科については収容定員480⇒400（-80）、生命環境化学科については収容定員360⇒240（-120）、情報システム学科については収容定員600⇒800（+200）となり、2028年度において、2025年度5月1日時点での在籍者数を維持した場合には、工学部各学科の収容定員充足率がほぼ適正の範囲となることを期待できる。このためには、少なくとも現状の入学者数及び在籍学生数を維持していく必要があり、引き続き改善に向けた取り組みの実施が必須となることから、各学科及び入試委員会においては、現在実施している取り組みの効果・成果を検証したうえで、より効果的な取り組みを計画・実施することが望ましい。►2. 問題点[II(1)]

人間社会研究科修士課程については、過去10年以上の間、収容定員充足率が一度も適正の範囲（0.50以上）となっておらず、定員設定が適切なものであるとは言い難い。学長及び協議会に諮ったうえで、定員設定を適切なものとするための取り組み（例えば、段階的な定員減など）を計画・実施することが望ましい。►2. 問題点[II(2)]

学生の受け入れに関わる事項の点検・評価については、原則として2年ごとに実施する各

部署自己点検・評価委員会及び各部署入試委員会の自己点検・評価において定期的に実施しており、その内容を踏まえた全学的な改善指示（大学質保証委員会、全学自己点検・評価委員会）や改善提案（全学自己点検・評価委員会）に基づいて、関係各部署が改善・向上に取り組んでいると評価できる。

III 第3章 教員・教員組織 1. 現状分析 ※省略 => 全長版で確認

◆ 評定：B

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
※具体的な例
 - ・教員が担う責任の明確性。
 - ・法令で必要とされる数の充足。
 - ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
 - ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
 - ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がって いる取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な 取り組みへとつなげているか。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所・特色：

III(i) 人間社会学部については 2024 年度に授業公開ワークショップの実施形式の見直しを行っており、より多くの教員が参加できるよう、専任教員担当の全ての授業（一部を除く）を公開して、授業公開期間中は自由に公開中の授業を参観できる形式に変更して実施している。その結果、業務時間内に多くの教員が授業を参観することができ、大きな成果を得ることができたと判断している。

►評価項目 [III③]

問題点：

III(1) 基礎教育センターの教員組織については、同センターの教育研究上の目的「一般共通科目及び共通基礎科目の教育を通して、人間性豊かな技術者の養成を目的とする学部教育を担うとともに、教職課程の教育も行うことを目的とする。」を実現するためには十分な教員組織を編制できているとは言い難く、特に工学部と人間社会学部の 2 学部の学生に対して指導を行う専任教員について大きな負担となっていることから、現在は所属専任教員がいない基礎教育センター人間社会学部会への人員配置等を検討することが望ましい。

►評価項目 [III①]

III(2) 人間社会研究科心理学専攻については、同専攻におけるコマ数表の検証によって、特に臨床系教員の担当授業科目数が過多となっている状況が明らかとなつておらず、安定的かつ十全な教育研究活動を展開することに一部困難が生じていることから、同専攻が提案する改善案のとおり、非常勤講師の活用や担当コマ数の上限設定等の負担軽減措置を検討することが望ましい。

►評価項目 [III①]

III(3) 学部の教育職員審査基準について明文化されているものは「埼玉工業大学人間社会学部教育職員審査基準」のみであり、工学部については各学科における教育職員審査基準はあるものの明文化はされていないため、公表できる範囲での教育職

員審査基準の明文化が望ましい。

►評価項目 [III②]

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

＜教員組織編制、教員人事について＞

現状分析でみたとおり、2024年度から2025年度初めにかけて、大学として求める教員像や教員組織の編制方針を明文化しており、今後は、これに基づく教員組織の編制が期待される。

2023年度～2025年度の教員組織については、明文化された教員組織編制方針に基づくものではないものの、法令で必要とされる教員数は充足しており、また、科目適合性も含めて、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成とすることがある程度できていると評価できる。しかしながら、現状では、教員の年齢構成や多様性において配慮した教員構成であるとはいえないことから、今後、教員組織の編制方針に明示している年齢構成や多様性への配慮に基づく教員組織編制が行われることが期待される。

ただし、問題点として挙げているように、基礎教育センター工学部会・人間社会学部会及び人間社会研究科心理学専攻の教員組織編制には改善すべき点がある。

基礎教育センターの教員組織については、同センターの教育研究上の目的を実現するために十分な教員組織を編制できているとは言い難く、特に工学部と人間社会学部の2学部の学生に対して指導を行う専任教員について大きな負担となっていることから、現在は所属専任教員がいない基礎教育センター人間社会学部会への人員配置等を検討することが望ましい。► 2. 問題点[III(1)]

人間社会研究科心理学専攻については、同専攻におけるコマ数表の検証によって、特に臨床系教員の担当授業科目数が過多となっている状況が明らかとなっており、安定的かつ十全な教育研究活動を展開することに一部困難が生じていることから、同専攻が提案する改善案のとおり、非常勤講師の活用や担当コマ数の上限設定等の負担軽減措置を検討することが望ましい。► 2. 問題点[III(2)]

各教員の担当授業科目・時間の把握・管理については、各部署の授業担当コマ数表や教務関連情報等に基づき適切に行っており、また、クロスアポイントメント制度により任用した教員については、その業務範囲を明確に定めて、業務状況を適切に把握していると評価できる。

教職協働については、学内規程に沿って教員と職員との役割分担が明確に定められており、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することによって、組織的かつ効果的な教育研究活動の実現・運用のための施策を決定・実施できる体制となっていると評価できる。

教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続については、学内規程等に定めるプロセスに従って、明確な教育職員審査基準（人間社会学部及び両研究科については明文化されている）に基づき選考・審査されており、公正性に十分配慮した人事を行っていると評価できる。さらに、「埼玉工業大学教育職員新規採用選考規程」及び「埼玉工業大学教育職員昇任選考規程」については、共に2025年9月19日を施行日として改定されており、

この改定により、本学園・大学の中長期的な計画に基づき、学長が主導し統括するような教員組織を編制することが可能となったと評価できることから、適切・確実な人事制度の運用が期待される。

なお、工学部については教育職員審査基準が明文されていないため、改善することが望ましい。▶ 2. 問題点[Ⅲ(3)]

<教育研究活動の組織的な質向上について>

現状分析でみたとおり、各部署 FD 委員会による管理・運営・主導のもと、教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施しており、教員の資質向上につなげることがある程度できていると評価できる。▶ 2. 長所[Ⅲ(i)]

また、2023 年度全学自己点検・評価報告書の内容に基づき、大学質保証委員会及び全学自己点検・評価委員会より各部署 FD 委員会に対して行った改善指示についても、同委員会が設定した改善計画に沿って組織的に改善されていると評価できる。

<定期的な点検・評価について>

教員組織に関わる事項の点検・評価については、原則として 2 年ごとに実施する各部署自己点検・評価委員会及び各部署 FD 委員会の自己点検・評価において定期的に実施しており、その内容を踏まえた全学的な改善指示（大学質保証委員会、全学自己点検・評価委員会）や改善提案（全学自己点検・評価委員会）に基づいて、関係各部署が改善・向上に取り組んでいると評価できる。

基準7 学生支援**評価項目①**

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

評価項目②

学生支援に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がってきている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所・特色：

特になし。

問題点：

IV(1) 学士課程の2022年度～2024年度の退学率の推移を確認すると、工学部においては、退学率が4.2%⇒4.2%⇒4.2%と推移していて学部としてみれば大きな変化はないものの、留年者の退学率については20.7%⇒20.6%⇒25.3%と推移しており、2024年度には大きく上昇している。また、人間社会学部においては、退学率が3.9%⇒5.4%⇒5.2%と推移する中、留年者の退学率についても22.6%⇒30.6%⇒29.8%と推移しており、2023年度に退学率が大きく上昇して以降、大きな改善には至っていないことから、学士課程については、留年者に対する支援内容及びその効果等を検証して、退学率の改善に努めることが望ましい。

▶評価項目 [IV①修学支援]

IV(2) 修士課程及び博士前期・後期課程における必要性や特性に応じた進路支援を十分に行っているとは言い難いため、大学院就職委員会委員、就職課及びキャリア支援センターの三者が連携・協議して、大学院生向けの進路支援について検討することが望ましい。

▶評価項目 [IV①進路支援]

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

現状分析でみたとおり、学生支援に関する方針を『将来計画中長期ビジョン 2021-2027』の学生支援戦略の中に示し、この方針に基づき、修学支援（学習面・経済面）、生活支援、進路支援、その他必要に応じた支援の体制を整備しており、個々の学生の実態に応じて、あるいは、学内学生団体、学生による学内・学外活動等の実態に応じて必要な支援を実施していると評価できる。

学生支援体制として、職員が所属する教学部に教務課、学生課、就職課があり、この他に、専任教員を長とする学生支援組織として、学習支援センター、キャリア支援センター、留学

生支援センター、学生相談室、学生ハラスメント相談室を整備している。教員と職員がそれぞれの権限と役割に従って、分担・協働・連携しながら支援を行っており、各種の学生支援の実施に必要となる専門的な知識・能力や経験を有する者を含むスタッフを配置していると評価できる。

学生支援に関する情報については、学生便覧、オリエンテーション、履修ガイダンス、大学ホームページ、教育プラットフォーム「LiveCampusU」の学内連絡機能、就職システム「SAIKOナビ」等を介して積極的に提供している。情報提供する学生支援については、教学部教務課・学生課・就職課のそれぞれにカウンター窓口があることで、学生が求める支援やその支援業務を担当する職員へのアクセスが容易となっていることや、学生相談室や学生ハラスメント相談室等の利用については、学生課等を通さずに直接予約フォームやメール等で予約して利用することもできるようになっていることから、その利用しやすさに配慮していると評価できる。

＜修学支援（学習面）＞

学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートするために、入学前教育、基礎学力確認テスト、学習支援センターにおける補習教育や学習相談等、専任教員による補習教育といった仕組みを整備しており、それぞれの仕組みの目的や目標を設定して実施しているものの、その目的や目標が「ある程度達成」できていると判断できるのは入学前教育のみとなっており、この他の仕組みすべてについては「ほとんど達成できていない」と判断していることから、これらの仕組みの実施方法や内容自体について、あらためて検討することが望ましい。

障がいのある学生に対しては、合理的な配慮に基づく修学支援を、学生相談室と関係部署との連携において実施することで、「障がいのある学生が他の学生と平等に学ぶ機会を享受できる環境を整備する」という目的をある程度達成できていると評価できる。

留学生に対しては、留学生向けのガイダンス、留学専用の日本語・日本事情科目、学習支援センターへの日本語チューターの配置等の支援を実施することで、「日本語で修学する際に不便を感じないように、留学生に対する修学支援を行う」という目的をある程度達成できていると評価できる。

成績不振学生及び留年生に対しては、成績不振（例えばGPA1.0未満）となった期の次の期のガイダンスにおいて、あるいは、留年となった（留年継続も含む）年度初めのガイダンスにおいて個別面談・指導を実施して学習改善を促している。休学者及び退学者希望者に対しては、申し出があった際に必ず指導教員、クラス担任教員、教務委員のいずれかと面談をすることで状況を適切に把握し、各学生に応じた指導・支援を行っている。さらに、標準修業年限を超えて在学する大学院生については、研究指導教員（研究指導補助教員）が当該学生とともに研究指導計画書の見直し・修正を行うなかで、修学上あるいは学生生活上必要な支援を確認して、学習の継続を支援している。この他、クラス担任・副担任制度を実施して、学部新入学生の実態把握を行っており、学習の継続に困難を抱える学生の状況を把握して、その実態に応じた対応を実施していると評価できる。

ただし、問題点として挙げているように、学士課程における留年者の退学率が上昇傾向にあるため、留年生に対する修学支援の内容とその効果を検証して改善に取り組むことが望

ましい。▶2. 問題点[IV(1)]

遠隔授業等において活用するICT機器の準備については、2024年度以降、学士課程の新入生全員にノートパソコンを供与して対応しており、学内各所でこのノートパソコンを用いた学習が可能となるよう無線LAN環境を拡充する（学内に245台のアクセスポイントを設置）ことで、ある程度の通信環境を確保している。このことにより、ICT機器の所持や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように対応していると評価できる。

遠隔授業を受ける学生に対しては、Zoomからのコメント機能やLiveCampusUの個別質問機能等を利用して授業担当教員が直接対応する場合や、Zoomがつながらない等の対応については事務局において電話対応する場合等があり、遠隔で学習する学生からの相談に対応できるよう留意していると評価できる。

授業動画やオンデマンド教材の視聴（再視聴）機会の確保については、学士課程においては原則として対面授業としていること、また、遠隔授業（オンラインかハイフレックス）として実施する場合においても原則として教室を割り振っており、通信環境が整っておらず、自宅等での遠隔授業参加が難しい学生については、大学内にて確実に受講できるようにしていることから、学士課程において、授業動画やオンデマンド教材の視聴機会を喫緊に確保する必要性は低い。

なお、工学研究科博士前期・後期課程においてはオンデマンドによる遠隔授業の実施（事前申請が必要）が可能であり、オンデマンドによる遠隔授業を実施する際にはLiveCampusUやMicrosoft Teams等のLSMにおいて再視聴機会を確保するようにしていることから、必要に応じて、授業動画やオンデマンド教材の視聴機会を確保できていると評価できる。

＜修学支援（経済面）＞

学生に対する経済的支援については、以下のような支援を学生の実態等に応じて行うことができるいると評価できる。

- ・入学後の減免措置（埼玉工業大学奨学生、スポーツ特待生など）
- ・国内外の奨学金等（文部科学省外国人留学生学習奨励費、堀川隆文育英会奨学金、ロータリー米山記念奨学金等）
- ・本学独自の奨学金、奨励金、給付金等（智香寺学園特別奨学金、大学後援会奨学金、浄土宗宗立・宗門校奨学金等）
- ・その他（大学院生国際会議（海外）参加のための補助金、学部学生の学会発表にかかる旅費の補助、大学院学生の学会等への参加にかかる旅費の補助等）

＜生活支援＞

学生の心身の健康については、学生課が計画・運営・実施する健康診断において学生自身で留意するように促すほか、健康診断結果が要検査となった学生に対して再検査の指導を行っている。この他、学生への保健衛生等に関わる指導相談については保健室が日常的に支援しており、精神的な悩みや合理的な配慮を必要とするような相談については学生相談室がプライバシーや個人情報に十分に配慮したうえで適宜対応している。これらの生活支援担当部署がそれぞれにおいて、またそれぞれに連携することにより、学生の実態に応じた支援を実施していると評価できる。

学生の孤立化防止、学生の交流機会の確保については、フレッシュマンキャンプを含む新入生オリエンテーション、学内学生団体（クラブ・サークルや学生プロジェクト等）の活動支援（予算配分、活動場所提供等含む）、地域と連携したボランティア活動の紹介、教職員・保護者・学生が参加可能な宗教研修等の実施により、学生が自主的に交流機会に参加できるような環境づくりに努めており、学生の人間関係構築を促進していると評価できる。

＜進路支援＞

進路支援については、就職課及びキャリア支援センターが中心となって実施しており、全学的な就職支援業務やキャリア支援業務に加えて、学士課程学生の必要性や個々の学部学生の特性に応じた就職支援も実施している。この他、キャリア支援センター専任教員がキャリア・デザイン科目を開講してキャリア教育・キャリア形成支援を実施しており、進路支援を学位課程や学生の特性・実態等に応じて行っていると評価できる。

ただし、問題点として挙げているように、修士課程及び博士前期・後期課程における必要性や特性に応じた進路支援を十分に行っているとは言い難いため、大学院生に対する進路支援の内容・実施を検討して改善に取り組むことが望ましい。▶ 2. 問題点[IV(2)]

＜その他の支援＞

学生の正課外活動を充実させるための支援については、学生プロジェクトの支援、地域ボランティア活動の紹介・推進、クラブ・サークル活動等への支援を実施しており、それに一定の成果を得ていることから、必要に応じた支援を行っていると評価できる。

＜学生の基本的人権の保障＞

学生の基本的人権の保障については、学生ハラスメント相談室と学生課によるハラスメント防止・抑制措置や問題解決対応、学園が定めるプライバシーポリシーに基づく個人情報保護対応、相談・苦情申立ルートの複数整備等により、十分に配慮していると評価できる。

＜定期的な点検・評価について＞

学生支援に関する事項の点検・評価については、原則として2年ごとに、関連部署（教務部長・教務課、学生部長・学生課、学生相談室・学生ハラスメント相談室、就職委員会・就職課、キャリア支援センター、情報基盤センター長・情報基盤センター）の自己点検・評価において、各部署が実施する学生支援の点検・評価を実施しており、その内容を踏まえた全学的な改善指示（大学質保証委員会、全学自己点検・評価委員会）や改善提案（全学自己点検・評価委員会）に基づいて、関係各部署が改善・向上に取り組んでいると評価できる。

V 第5章 教育研究等環境
1. 現状分析 ※省略 => 全長版で確認

◆ 評定：B +

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やＩＣＴ機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所・特色：

特になし。

問題点：

V(1) 2023年に策定したとされる教育研究等環境の整備方針については、いまだに情報公開・学内共有されておらず、その実効性がおおいに疑われることから、法人本部においては、教育研究等環境の整備方針の策定及び明示状況についてあらためて把握し、現状を改善することが求められる。

►評価項目 [V①]

V(2) 法人本部が十分に実施していると判断した若手研究者育成のための支援及び仕組みの整備内容について、両学部合わせて5学科のうち1学科と両研究科合わせて5専攻のうち3専攻において若手研究者の研究活動促進を図るものとはなっていないと判断しており、また、両学部合わせて5学科のうち4学科と両研究合わせて5専攻のうち4専攻において仕組みや支援体制が明確には整備されていない、または全く整備されていないと言及していることから、法人本部においては、若手研究者育成のための仕組みや支援体制を明確にして周知を行い、その仕組みや支援体制の内容をあらためて検証して、対象となる教員の研究活動の促進を図るようなものへと改善することが求められる。また、これらの支援体制においては、教育者としての倫理観等を身に付けることができるような支援・研修等をあわせて行なうことが望ましく、教育者及び研究者としてバランスのとれた教育職員の育成を図るようなものへと改善することも求められる。

►評価項目 [V③ 評価の視点]

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

現状分析でみたとおり、教育研究等環境の整備に関する方針に基づいてはいないものの、学生の学習環境や教員の教育研究環境をある程度整備しており、学生の学習や教員の教育研究活動に必要な環境（ネットワーク環境やICT機器等を含む）をある程度整備してそれらの活用を促し、各種利用講習会や学内デジタルサイネージによる啓蒙や周知によって情報倫理の確立を図ることができていると評価できる。

なお、2023年に策定したとされる教育研究等環境の整備方針については、いまだに情報公開・学内共有されておらず、その実効性がおおいに疑われるため、教育研究等環境の整備方針の策定及び明示状況についてあらためて把握し、現状を改善することが求められる。►

2. 問題点[V(1)]

図書その他の学術情報資料の体系的な整備については、教育研究等環境の整備に関する方針に基づいてはいないものの、専任教員及び図書・紀要委員会による選書や学術雑誌等の見直し・選択が定期的に実施されていることから、図書その他の学術情報資料をある程度体

系統的に整備していると評価できる。また、図書館には、専任職員ではないものの、専門的知識を有する職員（外部業務委託職員）を適切に配置しており、館内での閲覧・利用や図書館（学術情報課）を通じた学術情報サービスの利用、学生の自主的な学習を促進するための設備、教員の研究活動を促進するための支援等について配慮していることから、学生及び教員の利用のために必要な人員（専門的知識を有する職員を含む）と施設環境を適切に配置・整備していると評価できる。

研究に対する大学の基本的な考えについては、『将来計画中長期ビジョン 2021-2027』の研究活性化戦略の中に示しており、先端科学研究所を中心に長期的な視点（継続的な外部資金獲得、教育研究人材育成）に立った支援や法人本部による条件整備等が行われている。

これらの支援や条件整備については、利用する側の学部及び研究科教員にとっても、概ね各教員の研究活動の促進を図るものなっていると判断されていることから、研究に対する大学の基本的な考えに沿って、研究費の基本支給・増額・追加支給、研究室の整備、研究時間の確保、外部資金獲得の支援、専門的な研究支援人材の活用等の支援、若手研究者育成のための仕組みの整備、顕彰・奨励制度等を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげていると評価できる。

ただし、若手研究者育成のための仕組みの整備については、法人本部が十分に実施していると判断した支援・整備内容に対して、両学部合わせて5学科のうち1学科と両研究科合わせて5専攻のうち3専攻において若手研究者の研究活動促進を図るものとはなっていないと判断しており、また、両学部合わせて5学科のうち4学科と両研究科合わせて5専攻のうち4専攻において仕組みや支援体制が明確には整備されていない、または全く整備されていないと言及していることから、法人本部においては、若手研究者育成のための仕組みや支援体制を明確にして周知を行い、その仕組みや支援体制の内容をあらためて検証して、対象となる教員の研究活動の促進を図るようなものへと改善することが求められる。また、これらの支援体制においては、教育者としての倫理観等を身に付けることができるような支援・研修等をあわせて行うことが望ましく、教育者及び研究者としてバランスのとれた教育職員の育成を図るようなものへと改善することも求められる。▶2. 問題点[V(2)]

研究倫理の遵守を図る取り組みとしては、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程等及び研究倫理に関する学内審査機関の整備、教員及び大学院生を対象としたAPRINe ラーニング教材受講の推進、学内サイネージを活用した注意喚起、教職員を対象とした研究倫理・コンプライアンス研修会及び安全保障輸出管理研修会の実施等を実施しており、研究倫理の遵守を十分に図っていると評価できる。

＜定期的な点検・評価について＞

教育研究等環境に関する事項の点検・評価については、原則として2年ごとに、関連部署（法人本部長・法人本部、情報基盤センター長・情報基盤センター、図書館長・図書紀要委員会・学術情報課、先端科学研究所・教育研究支援課、各部署自己点検・評価委員会）の自己点検・評価において、各部署が実施・把握する教育研究等環境に関する事項の点検・評価を実施しており、その内容を踏まえた全学的な改善指示（大学質保証委員会、全学自己点検・評価委員会）や改善提案（全学自己点検・評価委員会）に基づいて、関係各部署が改善・向上に取り組んでいると評価できる。

VI 第6章 社会連携・社会貢献
1. 現状分析 ※省略 => 全長版で確認

◆ 評定: S

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへつなげているか。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所・特色：

VI(i) 先端科学研究所（事務局：教育研究支援課）、同研究所の学内外共同教育研究施設である臨床心理センター及び産学官交流センター、教育研究支援課が事務を処理する学長直轄の自動運転技術開発センター、クリーンエネルギー技術開発センター及び地域連携センターについては、共同研究や社会実装、心理学セミナー、深谷市等との緊密な地域連携・支援の取り組みにより、地域や社会の課題解決に貢献しており、これにより大学の存在価値を高めることにつながっていると判断できるが、特に、自動運転技術開発センター、クリーンエネルギー技術開発センター、地域連携センターによる取り組みが年々拡充していることから、この3センターの活動を推進し、大学の存在価値をより一層高めていくような取り組みを継続的に実施していくことが期待される。

►評価項目 [VI①]

問題点：

特になし。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

現状分析でみたとおり、社会連携・社会貢献に関する方針を『将来計画中長期ビジョン2021-2027』の地域連携戦略の中に示しており、この方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施して、教育研究成果（専門的知識・技術等）を地域や社会に還元し、地域や社会の課題解決等に貢献していると評価できる。

社会連携・社会貢献の取り組みについては、先端科学研究所（事務局：教育研究支援課）、同研究所の学内外共同教育研究施設である臨床心理センター及び産学官交流センター、教育研究支援課が事務を処理する学長直轄の自動運転技術開発センター、クリーンエネルギー技術開発センター及び地域連携センターを中心に実施しており、共同研究や社会実装、心理学セミナー、深谷市等との緊密な地域連携・支援の取り組みにより、地域や社会の課題解決に貢献していると評価でき、大学の存在価値を高めることにつながっていると評価できる。

特に、自動運転技術開発センター、クリーンエネルギー技術開発センター、地域連携センターによる取り組みが年々拡充していることから、この3センターの活動を推進し、大学の存在価値をより一層高めていくような取り組みを継続的に実施していくことが期待される。

▶ 2. 長所[VI(i)]

この他、社会連携・社会貢献に関する方針に基づく取り組みとして、大学の開放授業講座（リカレント教育）を実施しており、専任教員による授業等を通じて地域に教育研究成果を還元していると評価できる。

また、社会連携・社会貢献に関する方針に示している教員免許更新講習の実施については関連制度の廃止により終了してしまってはいるものの、教職課程が実施する「実践的指導者育成と地域との連携」の取り組みによって、将来的に地域・社会教育を支える教員免許状取得者を輩出することで教育研究成果を社会に還元していることから、同方針に基づき社会連携・社会貢献の取り組みを実施していると評価できる。

＜定期的な点検・評価について＞

社会連携・社会貢献に関する事項の点検・評価については、原則として2年ごとに、中心となる部署（先端科学研究所、臨床心理センター、産学官交流センター、自動運転技術開発センター、クリーンエネルギー技術開発センター、地域連携センター）及び各学部・研究科自己点検・評価委員会、教職課程^{※1}の自己点検・評価において、各部署が実施・把握する社会連携・社会貢献の点検・評価を実施しており、その内容を踏まえた全学的な改善指示（大学質保証委員会、全学自己点検・評価委員会）や改善提案（全学自己点検・評価委員会）に基づいて、関係各部署が改善・向上に取り組んでいると評価できる。

※1 教職課程については、原則として4年ごとに自己点検・評価を実施している。